

測量・建設コンサルタント等業務におけるプロポーザル方式及び
総合評価落札方式の運用ガイドライン

令和8年3月

大阪府総務部契約局

はじめに

公共工事は、調達時点で品質を確認できる物品の購入等とは、基本的に異なり、施工者の技術力等により品質が左右される。また、公共工事の上流部において実施される調査・設計業務についても、公共工事と同様に、業務を実施する技術者の技術力等が成果品の品質に大きな影響を与えるものである。

測量・建設コンサルタント等業務への総合評価落札方式の適用により、入札に参加する企業の技術力や技術提案などの技術面における競争や、価格のみならず総合的な価値による競争を促進することは、発注者にとって最良な調達を実現させ、成果品の品質確保を図る上で有効であり、ひいては、効率的かつ効果的な社会資本整備に寄与するものである。

このため、本府においても、測量・建設コンサルタント等業務において、総合評価落札方式を運用し、成果品等の品質を確保するため、企業及び技術者の施工能力、技術力を的確に反映した評価項目の設定、適切な評価方法等について、大阪府建設工事総合評価等審査会の意見等を踏まえ、運用を行ってきた。

測量・建設コンサルタント等業務へのプロポーザル方式の適用は、これまでも行ってきたところであるが、令和元年6月に公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「品確法」という。）が改正され、「公共工事に関する調査等」が明確に定義された。

これに伴い、国において「発注関係事務の運用に関する指針」が改正され、品質確保方策として、プロポーザル方式・総合評価落札方式の積極的な活用を行うことが示された。

これらのことから、「測量・建設コンサルタント等業務に係る総合評価ガイドライン」を全面的に見直し、新たに本ガイドラインを作成し、測量・建設コンサルタント等業務の品質確保について適切に対応していくものとする。

第1 共通事項

1 適用する業務

測量・建設コンサルタント等業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の適用については、当該業務の内容に照らして技術的な工夫の余地の大きいものを対象とし、発注方式を選定する基本的な考え方は以下のとおりとする。

なお、プロポーザル方式に係る事業者の選定については、「大阪府公募型プロポーザル方式実施基準」により行う。

(1) プロポーザル方式

当該業務の内容が技術的に高度なもの又は専門的な技術が要求される業務であって、提出された技術提案に基づいて仕様を作成する方が優れた成果を期待できる場合は、プロポーザル方式を選定する。また、建築関係コンサルタント業務においては、象徴性、記念性、芸術性、独創性、創造性等を求められる場合（公開コンペによる建築物の設計に係るものを除く。）にもプロポーザル方式を選定する。

なお、この考え方を前提に、業務の予定価格を算出するに当たって標準的な歩掛がなく、その過半に見積りを活用する場合においてもプロポーザル方式を選定できる。ただし、予定価格の算出において、その過半に見積りを活用する業務であっても、業務内容が高度でないもの、専門的な技術が要求されないもの等については、総合評価落札方式（技術審査型に限る。）又は一般競争入札方式を選定する。

プロポーザル方式においては、業務内容に応じて具体的な取り組み方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する技術提案と当該業務の実施方針の提出を求め、最優秀提案者を決定する。

(2) 総合評価落札方式

事前に仕様を確定可能であるが、入札者の提示する技術等によって、調達価格の差異に比して、業務の成果に相当程度の差異が生ずることが期待できる場合は、総合評価落札方式を選定する。総合評価落札方式は、以下に示す技術提案型と技術審査型を定めることとし、その選択にあたっては、発注金額の多寡によることなく、当該業務の特性や技術的工夫の余地等を考慮して適用する。

ア 技術提案型

業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する具体的な取り組み方法等の技術提案と管理技術者等の技術者及び企業の技術力等を評価する方式

イ 技術審査型

管理技術者等の技術者及び企業の技術力等を評価する方式

第2 総合評価落札方式に関する事項

1 落札者の決定方式

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、「価格」と「技術力」を総合的に評価した値である「評価値」の最も高い者を落札者として決定する。
- (2) 「評価値」の算出方法は、業務の確実な履行を実現する技術力を評価することでこれらのリスクを低減するとともに成果品の品質の向上を図る観点から、価格評価点に技術評価点を加味する「加算方式」を基本とする。

(加算方式による評価値の算出方法)

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

(価格評価点の算出方法：例示)

$$\text{価格評価点} = \text{価格評価点の配分点} \times \left(1 - \left(\frac{\text{入札価格} - \text{低入札価格調査基準価格}}{\text{予定価格} - \text{低入札価格調査基準価格}} \right) \right)$$

- (3) 価格評価点と技術評価点の配点の比率は、以下の範囲で設定する。

区分	評価内容	配点比率
ア 技術提案型	評価テーマ数が3以上で業務の難易度が高いもの	1：3以内
	上記以外のもの	1：2以内
イ 技術審査型		1：1以内

2 評価項目

- (1) 技術提案（技術提案型のみ）
業務ごとに業務の仕様の範囲内で品質向上の方法の提示を求める評価テーマを示し、評価テーマに関する具体的な取り組み方法等についての提案を評価する。
- (2) 企業の技術力（技術提案型及び技術審査型共通）
表彰や業務実績などの企業の技術力に関して評価する。
- (3) 管理技術者等の技術者（技術提案型及び技術審査型共通）
表彰、成績評価、業務実績、資格等の技術者の技術力に関して評価する。
- (4) 企業の信頼性、社会性（技術提案型及び技術審査型共通）
・地域の貢献度や「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」に基づく、障害者その他の就職することが困難な者の雇用の促進等府民福祉の推進に関して評価する。

- ・「大阪府公共調達等における脱炭素評価の基本方針」に基づく、脱炭素化の取組に関して評価する。ただし、中小企業への配慮をする必要がある場合など、評価項目を設定することが適さない場合は、設定しないことができる。

3 評価内容の履行担保

総合評価落札方式で落札者を決定する場合は、技術提案項目などの評価項目について、確実な履行を担保するため、入札公告時に共通入札説明書等で履行を確保するための措置や不履行の場合のペナルティについて、以下に示す事項を明記する。

- (1) 技術提案項目について、採用又は不採用を決定し通知すること。
- (2) 採用した技術提案項目については、履行義務を負うこと。また、不採用の場合は、府が示した標準設計について履行義務を負うこと。
- (3) (2)の技術提案項目が未達成の場合の業務成績点の減点、契約違反による違約金の請求等のペナルティ
- (4) 配置技術者の実績などの評価項目については、技術提案書に記載した配置技術者、業務責任者等を配置すること。また、当該配置技術者、業務責任者等の変更時の取扱い。

4 学識経験者からの意見聴取

地方自治法施行令及び同法施行規則に義務付けられている学識経験者 2 名以上からの意見聴取については、大阪府建設工事総合評価等審査会（部会）において、以下のとおり行う。

- (1) 落札者決定基準に係る意見聴取
技術提案：入札公告前に案件ごとに行う。
企業の技術力等の評価項目：前年度に次年度分を一括して行う。
※ 落札決定基準（技術提案に係るものを除く。）は、決定後、府のホームページで公開する。
- (2) 技術提案の評価に係る意見
落札者決定基準に係る意見聴取時に当該審査会（部会）において、必要と判断した場合に限り実施する。

5 コンプライアンスの確保等

- (1) 技術提案に関する機密の保持
提出され技術提案については、提案自体が各提案者の知的財産であるため、他者に

提案者の技術提案内容に関する事項が知られることのないようにすること、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用しないこと等、その取扱いには注意すること。

また、大阪府建設工事総合評価等審査会等の学識経験者についても本審議の中で知り得た秘密を他に漏らしてはならず、職を退いた後も同様とする。

(2) 技術提案の適正かつ厳正な評価

ア 技術提案書の受付及び評価を行う者（機関）は、予め発注部局の長が指定した者（機関）に限定すること。

イ 技術提案の評価や学識経験者からの意見聴取にあたっては、提出者（入札参加者）が分からないように技術提案書にマスキングを施すなど、公平性・公正性を確保すること。

(3) 不正行為に対する厳正な措置

技術提案についても入札と同様に談合等不正行為に関する情報がもたらされた場合、談合等不正行為が疑われる行為があった場合等は、大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアルに基づいて、厳正に対処する。

また、部局等で行う総合評価入札についても同様に大阪府総務部契約局公正入札対応マニュアルに準じて、厳正に対処する。

6 苦情及び説明要求等の対応

技術提案の評価結果については、技術提案者の説明要求、苦情等に適切に対応できるよう評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記載しておく。

第3 国のガイドラインの参照

測量・建設コンサルタント等業務におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の実施にあたっては、本ガイドラインによるもののほか、「建設コンサルタント業務等におけるプロポーザル方式及び総合評価落札方式の運用ガイドライン」（国土交通省他）を参考とすること。

(参考：公募型プロポーザル・総合評価入札における審査機関)

大阪府附属機関条例において、公募型プロポーザル・総合評価入札の審査機関を設置し、報酬及び費用弁償の額その他審査会に必要な事項を規則により定めている。

◆大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会

規定等：大阪府公募型プロポーザル方式等事業者選定委員会規則

大阪府公募型プロポーザル方式実施基準（選定委員会について規定）

◆大阪府建設工事総合評価等審査会

規定等：大阪府建設工事総合評価等審査会規則

大阪府建設工事総合評価等審査会運営要綱

※ 大阪府建設工事総合評価等審査会は、以下の各部会を設置し、個別の案件に係る審査を行う。

土木工事部会：土木関連工事に係る測量・建設コンサルタント等業務

建築工事部会：建築関連工事に係る測量・建設コンサルタント等業務

設備工事部会：プラント設備工事（プラント機械設備工事、プラント電気設備工事、プラント電気通信設備工事）、建築設備工事に係る測量・建設コンサルタント等業務

(附則)

本ガイドラインは、令和5年2月28日から施行する。

(附則)

本ガイドラインは、令和8年3月24日から施行する。

【発注方式の選定フロー図】

